

学校支援地域本部



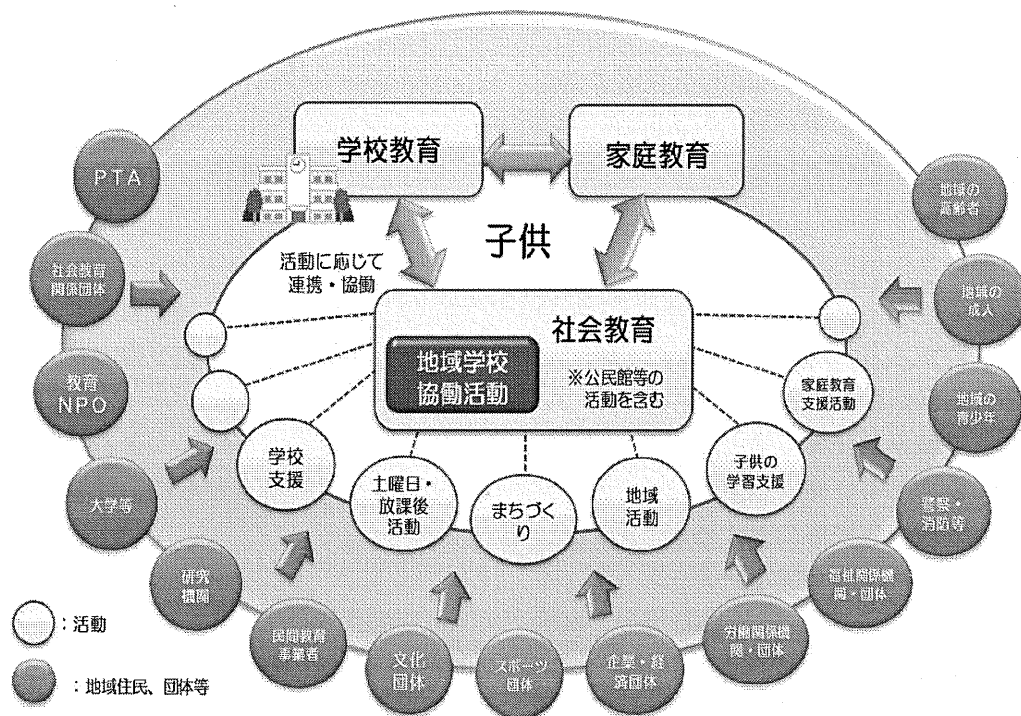
地域学校協働本部

へ変わります

これまで学校支援を中心に行ってきた「学校支援地域本部事業」から、地域と学校がより幅広い層の地域住民、団体等が参画して緩やかなネットワークを形成し「地域学校協働活動」へ推進していくために、平成29年3月に社会教育法を改正（※1）し、教育委員会でその活動を進めるための基盤整備を行っていくことになりました。

地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



- 次代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- 従来の地縁団体だけではなく、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となります。

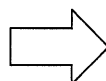
そのため、立川市では、現行の「学校支援地域本部」を基盤に、地域学校協働活動を推進していくための体制づくりを行うため、市立小・中学校全校に「地域学校協働本部」（※2・3）を設置するほか、上記の社会教育法改正に伴い、学校支援地域本部事業に関する4つの要綱（※4）も平成30年4月に改正しました。

この改正に伴い、以下の通り、名称が変更になりました。

●変更前

学校支援地域本部

学校支援コーディネーター



◎変更後

地域学校協働本部（裏面にイメージ図参照）

地域学校コーディネーター

名称は変わりますが、現在のコーディネーターは「地域学校協働活動」を進めるための地域と学校の橋渡し役として、引き続きご協力いただきます。

※1 社会教育法の改正

○ 社会教育法（抜粋）第5条第2項、第6条第2項及び第9条の七

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十九 （略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一～五 （略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（地域学校協働活動推進員）

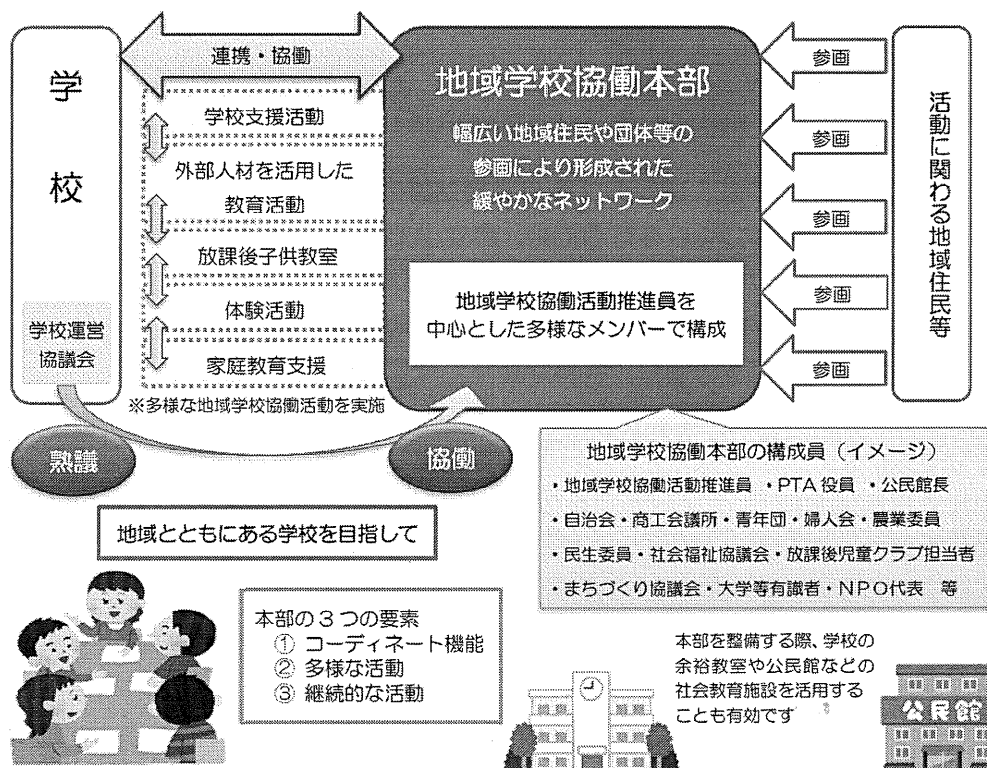
第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

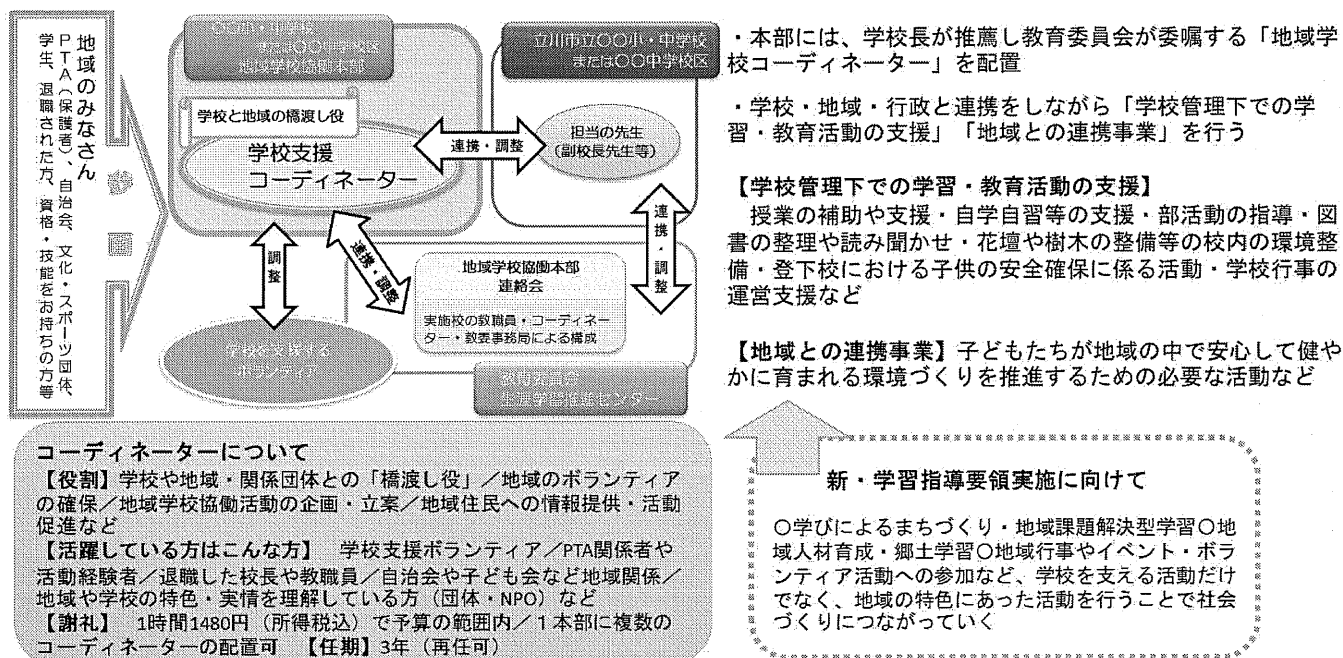
※2 文科省の本部事業イメージ

● 地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「地域学校協働本部」を整備することが有効です。教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが期待されます。



※3 立川市の地域学校協働本部事業イメージ



※4 学校支援地域本部事業に関する4つの要綱改正

改正前	改正後
立川市学校支援地域本部事業実施要綱	立川市地域学校協働本部事業実施要綱
立川市学校支援コーディネーター設置要綱	立川市地域学校コーディネーター設置要綱
立川市学校支援地域本部連絡会設置要綱	立川市地域学校協働本部連絡会設置要綱
立川市学校支援地域本部事業携帯電話貸与要綱	立川市地域学校協働本部事業携帯電話貸与要綱